

## 岐阜県小児医療協議会設置要綱

### (目的)

第1 小児医療体制（小児救急医療体制を含む。以下同じ。）の整備に関する協議を行うことを目的として、岐阜県小児医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2 協議事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 小児医療体制の整備に関する事項
- (2) 小児医療体制に係る調査分析に関する事項
- (3) その他、特に検討を要する事例や小児医療体制の整備に関し必要な事項

### (構成員)

第3 協議会は、別表に定める委員で構成する。

- 2 協議会に会長をおき、委員の互選により定める。
- 3 協議会に副会長をおき、委員のうちから会長が指名する。

### (任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (職務)

第5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 協議会は、県が、必要に応じて招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 県は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 協議会には、個別の対策推進について具体的な協議を行うため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- 5 ワーキンググループは、県が指名した委員をもって構成する。

### (秘密の保持)

第7 協議会及びワーキンググループの構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

### (事務局)

第8 協議会及びワーキンググループの事務局は、健康福祉部医療整備課に置く。

## 附 則

1. この要綱は、令和5年7月10日から施行する。
2. 岐阜県小児救急医療協議会（平成17年9月16日設置）は、廃止する。

別表

岐阜県小児医療協議会構成員名簿

○構成員

小児医療・小児救急	岐阜大学医学部附属病院 代表
	岐阜県総合医療センター 代表
	岐阜市民病院 代表
	長良医療センター 代表
	大垣市民病院 代表
	中濃厚生病院 代表
	中部国際医療センター 代表
	岐阜県立多治見病院 代表
	中津川市民病院 代表
	高山赤十字病院 代表
関係機関	岐阜県病院協会 代表
	岐阜県医師会 代表
	岐阜県小児科医会 代表
	岐阜県看護協会 代表
	岐阜県消防長会（岐阜市消防本部 代表）
育児等有識者	NPO法人グッドライフサポートセンター 代表
岐阜市保健所	岐阜市保健所長

○オブザーバー

危機管理部消防課 代表
健康福祉部医療福祉連携推進課 代表
健康福祉部子ども・女性局 子ども家庭課 代表
岐阜県保健所長会 代表

(順不同)